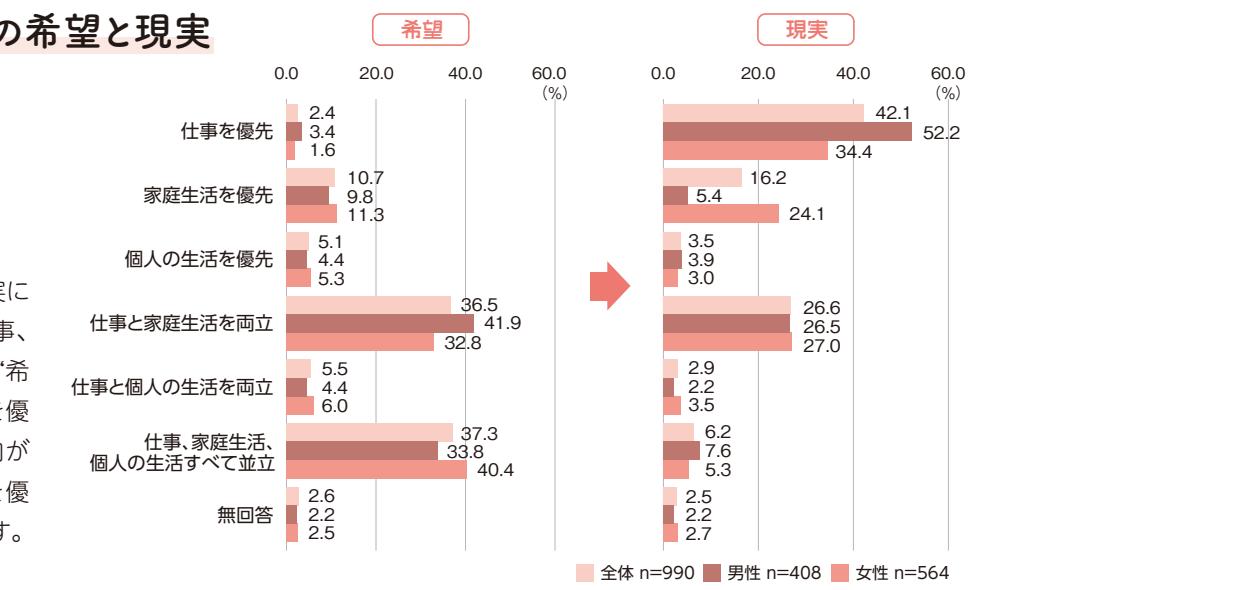


DATA アンケート調査から見る長与町の男女共同参画の現状

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



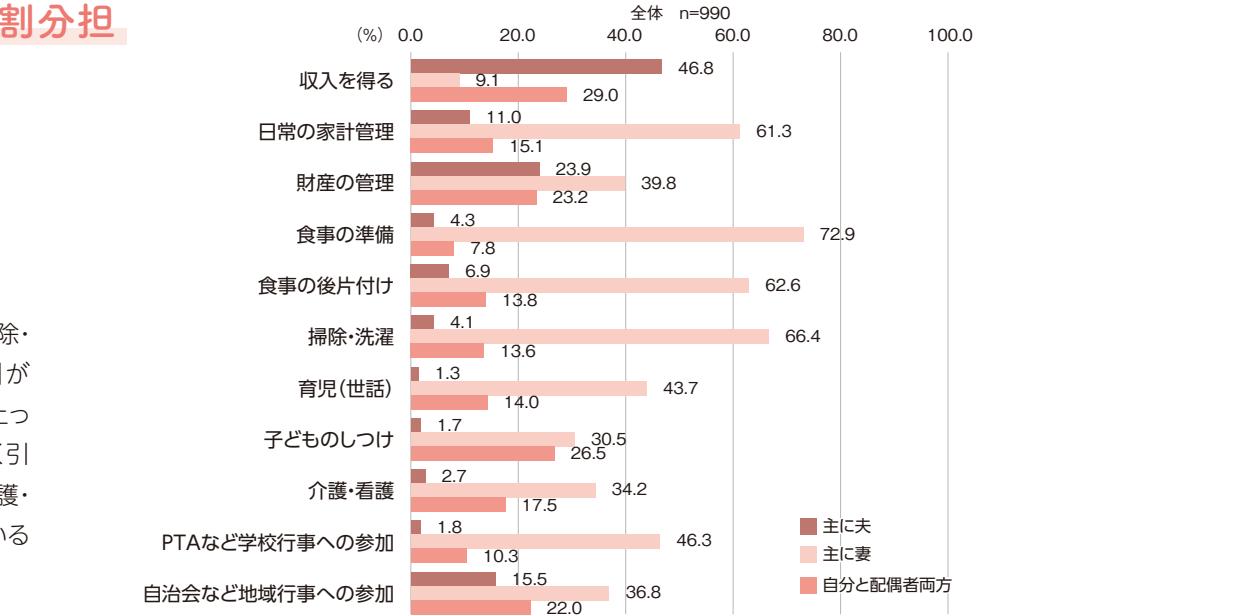
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実について「仕事と家庭生活を両立」「仕事、家庭生活、個人の生活すべて並立」を「希望」としながらも、「現実」では「仕事を優先」が最も高く、特に男性でその傾向が強くなっています。また「家庭生活を優先」では女性の比率が高くなっています。



家庭の中での男女の役割分担



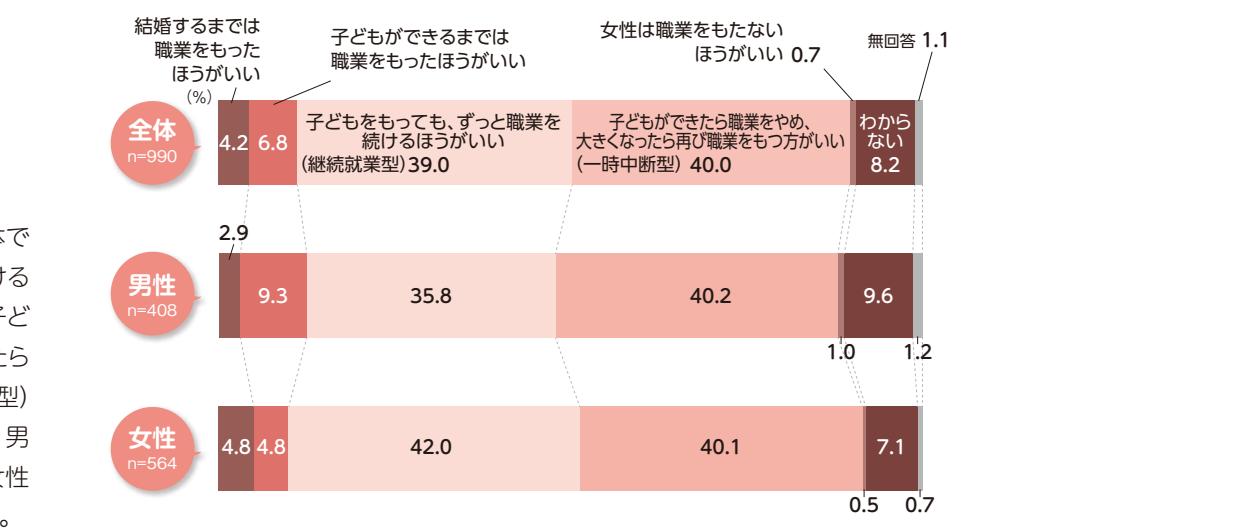
「食事の準備」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」といった家事において「主に妻」が担っているとの回答が6割～7割に上つており、「自分と配偶者両方」を大きく引き離しています。また、「育児」や「介護・看護」についても、「主に妻」が担っているとの回答が3～4割を超えていました。



女性が仕事をすること

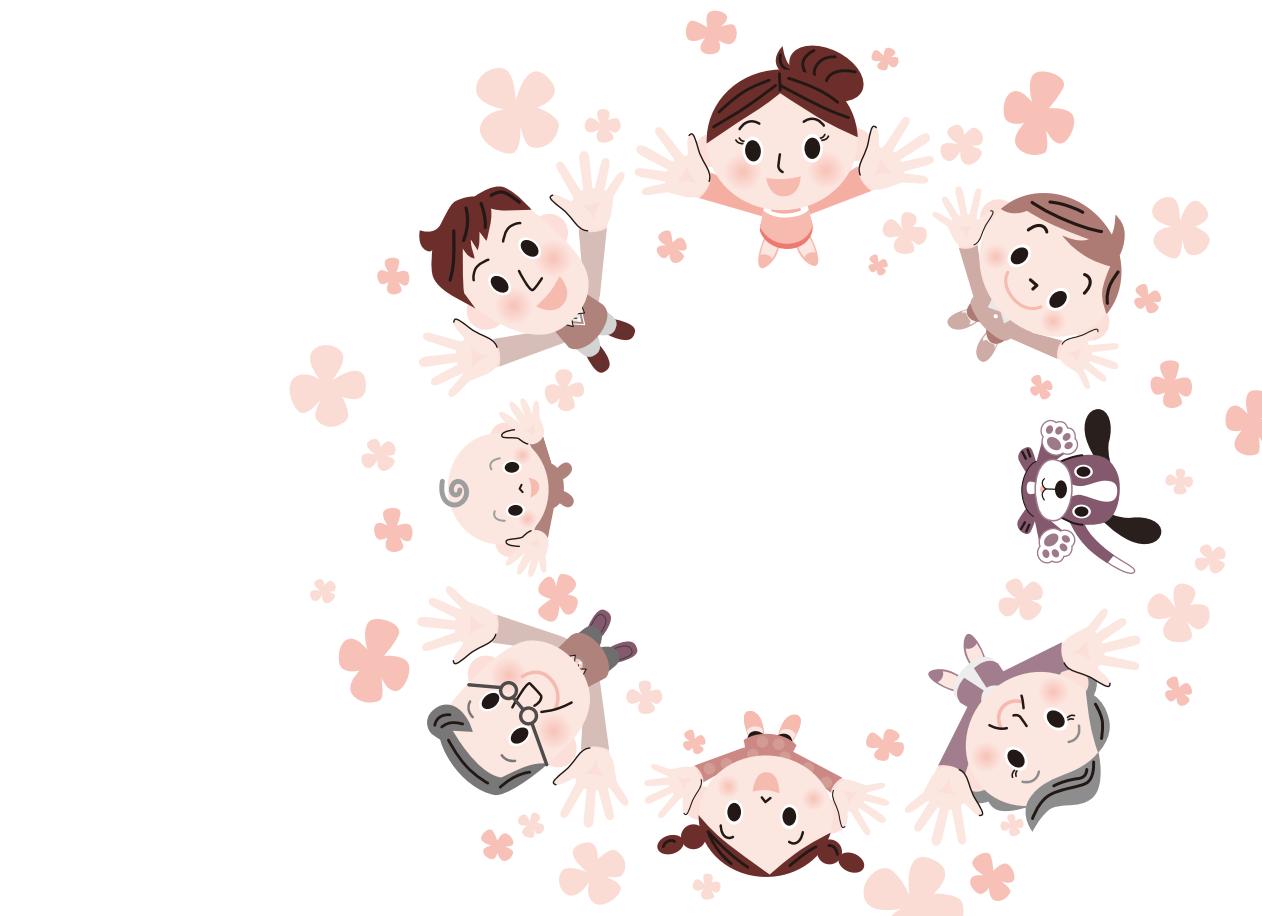


女性が仕事をすることについて、全体では「子どもをもってもずっと職業を続けるほうがいい」(継続就業型)39.0%と「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がいい」(一時中断型)40.0%がほぼ同率となっていますが、男性では一時中断型が多いに対し、女性では継続就業型が若干上回っています。



ダイジェスト版

長与町 第3次男女共同参画計画



長与町第3次男女共同参画計画 ダイジェスト版

平成30年3月

長与町 企画財政部 政策企画課
〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
電話 095-883-1111
FAX 095-883-1464
URL <http://webtown.nagayo.jp>

平成30年3月
長与町

計画策定の趣旨

長与町では、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を受け、平成13年策定の第6次総合計画以降、男女共同参画社会の確立を掲げるとともに、「男女共同参画社会の実現」を基本目標として、また「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を基本理念として、様々な施策を推進してまいりました。

今回、前計画の計画期間終了に伴い、国・県の動きを踏まえ、本町における男女共同参画社会づくりに向けた取組の推進と、女性が活躍できる社会づくりを推進するための指針として長与町第3次男女共同参画計画を策定いたしました。

計画の性格

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画であり、併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「長与町DV対策基本計画」として位置づけるものです。
- 第5章重点目標、III、IV及び関連指標は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく推進計画として位置づけるものです。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第3次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら、これまでの進捗状況や本町の現状、特性を踏まえて策定しています。
- この計画の推進を通じて、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)¹」に定められている「目標5(ジェンダー):ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児童の能力強化を行う。」の目標達成を目指します。
- 平成28年3月に策定された「長与町第9次総合計画」を上位計画とし、町の各種計画との整合性を図っています。
- 平成29年8月に実施した長与町男女共同参画アンケート調査(町全域3,000人無作為抽出、回収率33.0%) (以下「アンケート調査」という。)の結果を参考とし策定しています。
- この計画では、計画の進捗状況や成果を確認するために指標を設定しています。
- 住民参加による「長与町男女共同参画推進委員会」の提言を踏まえ策定しています。

計画の期間

この計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とし、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行うこととします。

計画の推進

この計画を推進するにあたっては、町における推進体制の充実を図りながら、あらゆる政策・方針の決定や実施について男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めるとともに、関係する行政機関等との横断的連携を一層強化し、総合的かつ効果的な取組を目指します。

また、町全体の男女共同参画に対する気運の醸成を旨として、住民はもとより事業者や各種団体に対し本計画について広く周知を図り、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

¹【持続可能な開発目標(SDGs)¹】17のゴール(目標)と169のターゲット(何をすべきか)を示した2016年から2030年までの国際目標で、誰一人取り残さないことをめざすための国際目標です。

長与町が目指す社会

基本目標 「男女共同参画社会の実現」

基本理念 「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、
その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」

住民の一人ひとりが自らの意思に応じて
個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。



家庭・地域における
男女共同参画の
重要性

家庭・地域は生活の基本となる場であり、家庭・地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進にとって非常に重要です。個人やそれぞれの家庭の考え方を尊重しながら、仕事と家庭ともに両立できる暮らしやすい社会を目指す必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展による人間関係の希薄化等様々な変化に対応していくためには地域とのつながりが重要であり、男女がともに地域活動に積極的に参画し男女共同参画の視点を反映させていくことが求められます。

行政としての
取組

男女共同参画社会の実現のために、雇用、産業、地域づくり、防災、健康、福祉、教育等、社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。行政として、町の政策・方針の決定や実施に際し男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、関係部門の連携による総合的な取組に努め、ポジティブ・アクション²の推進を図ります。

事業者・各種団体
との協働

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域における取組だけでなく、事業者や各種団体の役割も重要です。特に事業者においては、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組が求められています。

行政として情報提供や必要な支援を行うなど事業者・各種団体等と連携を図り協働して計画の遂行に努めます。

²【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

重点課題

これまでの取組の総括と計画策定時における国・県の動向並びに本町の現状を踏まえ、本計画の重点課題を次の通り設定し計画に反映します。

仕事・家庭・個人の生活の両立について
希望と現実との間に大きな開きがある

男女の働き方の見直しに向けた社会全体の気運醸成を図るための意識改革と、働きやすい職場環境づくりの普及促進に努めます。

女性に偏りがちな家庭生活

家族が互いに尊重しあいながら家事・育児・介護などに取り組むことができるよう、男性の参画を促進する取組の推進や意識啓発に努めます。

暴力は重大な人権侵害

あらゆる暴力の予防・根絶に向け、暴力を容認しない社会的認識の普及と防止対策に取り組みます。

男女ともにライフスタイルを柔軟に選択
しながらワーク・ライフ・バランス³を実現
できるための支援制度や社会基盤の整備が必要

仕事と家庭に関する責任を担うことができる男女共同参画社会の構築に向け、子育て支援や介護支援の環境整備に努めます。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち
幸せに暮らせる社会のために

子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

男女ともに認め合
いながら一緒に暮らしていく

地域の活動にも積極的に参画!

皆が生き生きと
持って過ごす
ことができる
社会

男女共同参画社会実現のための 4つの重点目標

I. あらゆる分野における女性の活躍

II. 安全・安心な暮らしの実現

III. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

IV. 推進体制の整備・強化

仕事も趣味も
両立した
ライフスタイルへの
取り組み!

男女共同参画の
視点をもたらす
業務の推進に
取り組み!

男女共同参画の
視点をもたらす
業務の推進に
取り組み!

計画の内容

重点目標 I. あらゆる分野における女性の活躍

社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮することができる社会にするためには、ライフステージに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)や男性の家庭参画が不可欠です。女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていくとともに、職場環境の整備についての普及啓発や、家庭・地域における男女の参画を支援していきます。

推進施策1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ①町の審議会等委員への女性の積極的な登用
- ②町における女性職員の登用促進
- ③事業所・各種団体・地域社会における女性の参画促進



推進施策2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

- ①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ②女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
- ③ハラスメント⁴防止対策の推進
- ④就労支援及び短時間労働者に対する支援



推進施策3 女性の能力開発と経済的地位の向上

- ①女性の能力開発や人材育成への支援
- ②農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

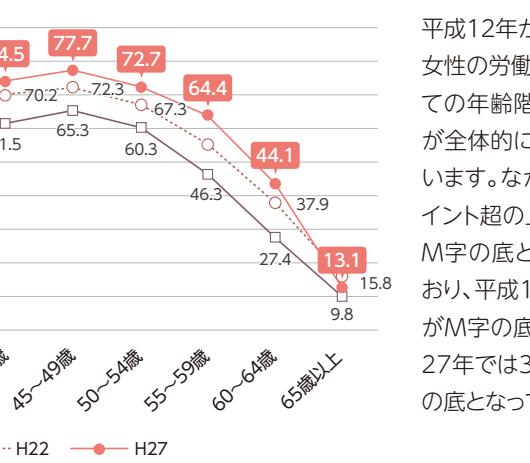


推進施策4 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ①家庭における男女共同参画の推進
- ②男性の家事・育児・介護への参画促進
- ③男女協働による地域の活性化
- ④防災における男女共同参画



DATA 長与町の女性の年齢階級別労働率の推移



⁴【ハラスメント】人を困らせること。いやがらせ。

⁵【M字カーブ】日本の女性の労働力を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になると云う。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的には、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

(総務省「国勢調査」)

重点目標 II. 安全・安心な暮らしの実現

すべての人々の人権が尊重される社会の実現のため、女性に対する暴力の根絶に向けた施策や、妊娠・出産など男性とは異なるライフサイクルを持つ女性への生涯を通じた健康支援に取り組みます。また、ひとり親家庭、高齢者や障がいのある人など生活上の困難を抱える人の支援を含め、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合には、適切な支援に努め、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。



女性への
暴力の予防と
根絶

推進施策5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

- ①男女の人权を守る啓発運動の推進
- ②配偶者等からの暴力の予防と根絶



どんな人
も安心して
暮らせる
環境づくり

推進施策6 生涯を通じた女性の健康支援

- ①生涯を通じた女性の健康支援
- ②妊娠・出産に関する健康支援



どんな人
も安心して
暮らせる
環境づくり

推進施策7 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- ①ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- ②高齢者や障がいのある人等への支援

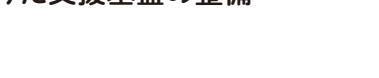


男女共同参画社会を実現していく上で、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担うことができるよう子育てや介護等の支援の充実を図ります。また、性別による固定的な役割分担意識⁶、性差に対する偏見の解消、男女平等観の形成等について、社会全体で理解を深め意識改革を推進していきます。

重点目標 III. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

推進施策8 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備

- ①子育て支援のための環境整備
- ②介護支援のための環境整備
- ③男女共同参画に関する相談体制の充実



男女も女性も
様々な社会の場で
活躍できるような
環境整備

推進施策9 教育を通じた男女共同参画の推進

- ①学校における男女平等教育の推進
- ②適切な性教育の実施
- ③DV予防教育の実施



男女も女性も
様々な社会の場で
活躍できるような
環境整備

推進施策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進

- ①わかりやすい広報・啓発活動の推進
- ②町における職員の意識改革



男女共同参画社会の実現のためには、各政策目標における具体的な取組を展開することが必要です。そのため、町の推進体制の整備や適切な進行管理を行い、この計画を推進していきます。

重点目標 IV. 推進体制の整備・強化

推進体制の整備・強化

- ①町における推進体制の充実



男女共同参画の
視点をもたらす
業務の推進に
取り組み!